戸別所得補償モデル対策は、4月から受付が開始されています。

モデル対策（自給率向上事業及び米のモデル事業）は、23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向け、農政の大転換の歴史的な第一歩として、自給率向上のポイントとなる麦・大豆・米粉用米・飼料用米などについて、シンプルで分かりやすい助成体系の下に生産拡大を促す対策と水田農業の経営安定を図るために、恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんする対策をセットで行います。

この対策への加入に当たっては、「加入申請書」等関係書類を6月18日までに朝日町役場産業振興課に提出してください。（直接農政事務所に提出する場合は6月30日まで）

なお、申請書は平成22年度水稲生産実施計画書（水稲共済細目書・営農計画書）を基に戸別所得補償モデル対策の該当する方に送付しております。

○　**戸別所得補償モデル対策に対する一層のご理解とご協力をお願いいたします。**

お問い合わせは、こちらまで

※　「戸別所得補償モデル対策」については、
東海農政局　三重農政事務所農政推進課　059−228−3199（直通）
〃　〃　計画課　059−228−3152（直通）
代表電話：059−228−3151（内線220、310）
ファックス：059−225−9694
東海農政局　三重農政事務所地域第1課　059−353−4671

産業振興課　377−5658（直通）

家屋を新築・増築したときの家屋調査にご協力ください！

家屋を新築・増築された場合、固定資産税額を算出するための家屋調査をお願いしています。

■家屋調査の流れ

・新築、増築された建物の完成確認後、手紙にて家屋調査日時の予約をご案内しています。
※手紙のご案内より前に、所有者の方から当方へ調査日時を申し出いただいても結構です。
・調査方法は、当方職員による現地調査です。家屋への立ち入りを必要としますので所有者または家族などの代理の方の立会いの上、調査を行います。
・現地では、おもに内装資材（天井、壁、床等）、建築設備（風呂、トイレ、キッチン等）、外装資材（壁、屋根等）を拝見します。
・調査にかかる時間は、おおよそ30分です。ただし、家屋の構造、用途の違いによって調査方法あるいは調査時間が異なる場合があります。
・現地調査の際、職員は身分証明書を携帯しています。不審の際は、提示をお求めください。

■事前に準備いただくもの

・家屋調査に際して、あらかじめ家屋の間取りが分かる平面図、立面図（寸法等が記入された竣工図面）の借用をお願いしています。

問い合わせ先：総務税務課税務室（TEL 377−5655）